

Title	振替制度における「個別株主通知」の実務
Author(s)	中川, 雅博
Citation	阪大法学. 2012, 62(3,4), p. 573-598
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60146
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

振替制度における「個別株主通知」の実務

中 川 雅 博

一 はじめに

平成二十一年一月五日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成一六年法律第八八号)が施行されたことにより、上場会社の株券が廃止され、上場株式は振替制度のもとで管理される、いわゆる「株券電子化」がスタートした。株券電子化は、CPや社債、国債等を含めた有価証券の電子化の総仕上げの位置付けにあるが、株券が最後に電子化されることになった理由は、株式が自益権と共益権からなる権利の集合体であって、議決権・単独株主権・少数株主権などの各種の権利の行使方法や、振替機関等に超過記録が生じた場合に株主の権利をどのようなルールによって縮減させるべきか等の問題につき、関係者間で慎重な利害関係の調整を行う必要があったためである¹⁾。

本稿は、振替制度のもとでの株主権の行使、とりわけ「少数株主権等」(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)一四七条四項)の行使に際して必要となる「個別株主通知」(振替法一五四条三項)について、その概要および発行会社における実務対応等を紹介するものである。

なお、本文中の意見にわたる部分は、筆者の所属する組織の見解ではなく、私見であることをあらかじめご了承ください。

二 株券電子化前後の株主名簿の管理と株主権の行使方法

(1) 会社法のもとの原則

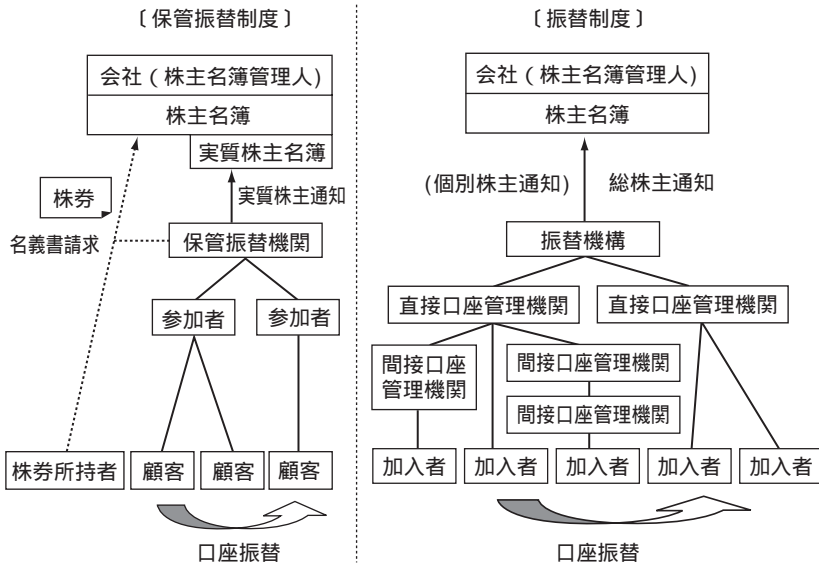
会社法のもとでは、譲渡により株式を取得した者は、その氏名等が株主名簿に登録されない限り、株主であることと発行会社に対抗することができず、株主としての権利を行使することができない(会社法一三〇条一項)。このため、譲渡により株式を取得した者は、会社に対し、当該株式の名義書換請求(会社法一三三条一項)を行い、発行会社が当該取得者を株主名簿に登録した後に株主としての権利を行使することになる。

(2) 保管振替制度における株主権の行使方法

株券電子化前に上場株券の管理制度として利用されてきた「保管振替制度」(株券等の保管振替制度)では、参加者(証券会社等)を通じて顧客より預けられた株券を「保管振替機関」(旧「株券等の保管及び振替に関する法律」三条により株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という)が指定を受けていた⁽²⁾)が保管し、保管振替機関が発行会社に対して名義書換請求を行って預託株券の名義人となる一方で、基準日等の権利確定日には保管振替機関が「実質株主通知」を発行会社に対して通知し、この通知に基づき発行会社は実質株主名簿を作成する。実質株主名簿への登録は、株主名簿への登録と同じ効力を有するので、実質株主名簿に登録された実質株主は、株主名簿に登録された株主と同様に、株主としての権利を行使することができる。

振替制度における「個別株主通知」の実務

(図表1) 保管振替制度と振替制度の仕組み



※ 保管振替制度における実質株主通知は、実質株主の氏名・住所に代えて実質株主ごとの番号（実質株主番号）を通知し、発行会社は、参加者から別途提出される実質株主票（実質株主番号、実質株主の氏名・住所、印影等の情報が含まれる）とを紐付けて実質株主名簿を作成する。

ただし、顧客は実質株主名簿に登録されるまでは、発行会社に対して自らが株主であること
 を対抗できないので、株券を保管振替機関に預
 託してから最初の権利確定日を迎えるまでは、
 株主としての権利を行使できないことになる。
 そのような場合には、顧客は保管振替制度を離
 脱することができるので、いったん、預託した
 株券を引き出し、交付された株券を本人名義に
 名義書換請求して、株主名簿上の株主として権
 利を行使することができる。

(3) 振替制度における株主権の行使方法
 振替法のもとでは、振替株式の取得者が発行
 会社に対して名義書換請求することはできず
 (振替法一六一条)、振替機関(振替法三条に
 より機構が指定を受けている)が発行会社に対
 して行う総株主通知により株主名簿に登録され
 る(振替法一五二条一項)^③。

総株主通知は、基準日等の株主確定日現在の振替口座簿の記録事項を発行会社に通知するもので、その主な通知事項は、株主の氏名または名称および住所ならびに所有する株式の種類、所有株式数等である（振替法一五一条⁽⁴⁾⁽⁵⁾一項）。したがって、基準日を定めた場合には基準日現在の株主名簿が作成されることから、議決権や配当請求権など、すべての株主に一齐に権利を行使させるものについては、株券電子化前と同様に、株主名簿上の株主に権利を行使させることとなる。

一方、基準日を定めて基準日現在の株主名簿に登録された株主が行使することができる権利以外の株主権、すなわち「少数株主権等」（振替法一四七条）については、株主ごとに個別に期中で行使されることが想定されるが、発行会社は、少数株主権等が行使される時点での株式保有状況を株主名簿で確認することができない。そこで、少数株主権等を実行する株主自身の申出に基づき、振替機関が当該株主の株式保有状況を証明する「個別株主通知」を発行会社に対して行うこととされた。

これにより、少数株主権等の行使については、たとえ株主名簿に株主として登録済の者であっても、個別株主通知なしに権利を行使することができないこととなる。

三 個別株主通知の仕組み

(1) 個別株主通知の手続

① 加入者による直近上位機関への個別株主通知の申出の取次請求

個別株主通知は、加入者である株主が、自己の口座を開設している振替機関または口座管理機関（直近上位機関）を経由して振替機関に申し出ることにより、振替機関から発行会社に対して行われる（振替法一五四条三項、

四項)。直近上位機関を経由して振替機関に対して申し出ることとしているのは、個別株主通知において通知がされるのは、申出をした特定の株主についての情報であるから、当該株主と直接の接点のない振替機関に申出をするよりも、当該株主の口座を開設している口座管理機関を通じて手続を進めるほうが効率的な手続となるからである。⁽⁶⁾

加入者が行う当該請求は、機構の定める事項を記載した「個別株主通知申出書」を提出する方法により行わなければならない(機構「株式等振替制度に係る業務処理要領」(以下「業務処理要領」という)(三・四版)二一〇—一)。個別株主通知申出書の必要的記載内容は、加入者の氏名または名称、加入者の住所、個別株主通知の対象とする振替株式の銘柄、直近上位機関が加入者のために開設した一の口座に記載または記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを対象とする個別株主通知(以下「一部通知」という)の申出の取次ぎを請求するときは、その旨およびその理由である。⁽⁷⁾

加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関(申出受付機関)は、当該請求が加入者本人によるものであることを適切に確認したうえで、当該請求に係る受付番号(個別株主通知の申出を特定するために申出受付機関が付番する番号)を付番し、当該請求を行った加入者(以下「申出株主」という)に対して「個別株主通知申出受付票」(以下「受付票」という)を交付する。受付票の記載事項は、申出株主の氏名または名称および住所、振替機関等の名称、申出受付日、受付番号、個別株主通知対象銘柄、一部通知の申出の取次ぎを請求するときは、その旨およびその理由である(機構「株式等の振替に関する業務規程」(以下「業務規程」という)一五四条四項、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」(以下「業務規程施行規則」という)二〇一条)。

② 申出受付機関による個別株主通知の申出の取次ぎ

申出受付機関は、申出株主による個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたときは、原則として申出受付日当

日に、ファイル伝送等の方法により、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に対して通知しなくてはならない。「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知内容は、申出株主の加入者口座コード、個別株主通知対象銘柄、申出受付日、受付番号、一部通知の申出の取次請求であるときはその旨、である。

③ 報告依頼先機関に対する「個別株主報告依頼データ」の通知

機構は、申出受付機関から「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領したときは、受領日の翌営業日に、ファイル伝送の方法により、申出株主を特定したうえで、報告依頼先機関⁽⁸⁾に対して「個別株主報告依頼データ」を通知する。⁽⁹⁾「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知内容は、申出株主の加入者口座コード、個別株主通知対象銘柄、申出受付日、受付番号、記録先加入者口座コード⁽¹⁰⁾、通知対象期間（対象期間（自）および対象期間（至））、報告期限日⁽¹¹⁾、である。

④ 申出受付機関に対する「個別株主通知予定日データ」等の通知

機構は、報告依頼先機関のそれぞれについて定めた報告期限日に基づいて、個別株主通知予定日を定め、申出受付機関から「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日に、ファイル伝送の方法により、当該申出受付機関に対して「個別株主通知予定日データ」を通知する。「個別株主通知予定日データ」の通知内容は、申出株主の加入者口座コード、個別株主通知対象銘柄、申出受付日、受付番号、個別株主通知予定日（通知予定日）、通知対象期間（対象期間（自）および対象期間（至））、報告期限日である。

申出受付機関は、「個別株主通知予定日データ」によつて通知された個別株主通知予定日を、速やかに、申出株主に通知しなくてはならない。

⑤ 申出受付機関または報告依頼先機関による「個別株主報告データ」の通知

申出受付機関または報告依頼先機関は、その備える振替口座簿等の記載または記録に基づいて、個別株主通知のために必要な事項として機構が定める申出株主に係る情報を、「個別株主報告データ」として、報告期限日までに、ファイル伝送等の方法により、機構に対して通知する。

⑥ 発行会社に対する「個別株主通知データ」の通知（個別株主通知）

機構は、すべての申出受付機関および報告依頼先機関からの「個別株主報告データ」の受領が完了したときは、それらを合算して「個別株主通知データ」を作成する。

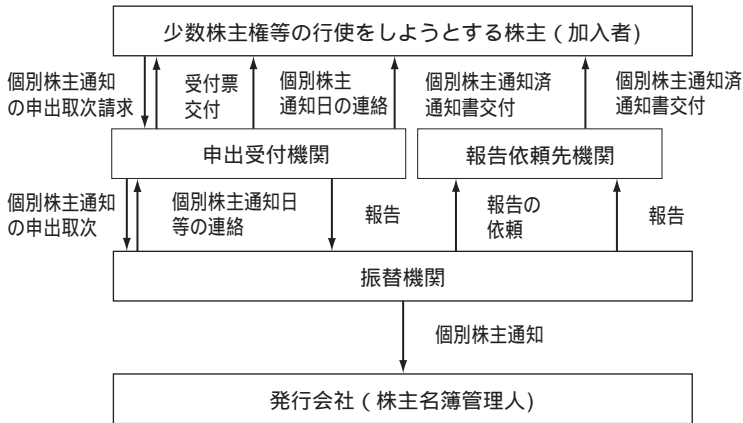
機構は、すべての申出受付機関および報告依頼先機関からの「個別株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日（その日が個別株主通知予定日より前の日の場合は個別株主通知予定日）に、ファイル伝送の方法により、発行会社に対して¹²⁾、「個別株主通知データ」を通知する。ただし、一部通知の申出の場合は、機構は、申出受付機関から「個別株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日に、発行会社に対して、「個別株主通知データ」を通知する。

全部通知の場合の個別株主通知の日程は、申出受付日の四営業日目が標準日程となり、申出受付機関および報告依頼先機関に間接口座管理機関が含まれている場合には日数が加算される。

⑦ 申出受付機関および報告依頼先機関に対する「個別株主通知済データ」の通知

機構は、発行会社に対して「個別株主通知データ」の通知を行った日（個別株主通知日）に、ファイル伝送の方法により、申出受付機関および報告依頼先機関に対して「個別株主通知済データ」を通知する。「個別株主通知済データ」の通知内容は、個別株主通知日、申出受付機関および報告依頼先機関が機構に対して通知した「個別株主報告データ」の内容である。

(図表2) 個別株主通知の仕組み



機構からの「個別株主通知済データ」を受領した申出受付機関および報告依頼先機関は、遅滞なく、個別株主通知をした旨、個別株主通知日、受付番号、個別株主通知対象銘柄、機構に対して通知した申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数を記載した書面（個別株主通知済通知書）を、申出株主に対して交付しなくてはならない（業務規程一五五条四項）。

(2) 個別株主通知の通知事項

個別株主通知（上記①⑥の「個別株主通知データ」）には、個別株主通知対象銘柄、申出株主の氏名または名称および住所、申出受付日、受付番号、対象日（通知対象日）、対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加または減少の記載または記録がされたときは、増加または減少の別およびその数、対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数、その他規則で定める事項が含まれる（業務規程一五四条一九項）。

個別株主通知の対象日（通知対象日）は申出受付日の前日（休業日を含む）から起算して六か月と二八日前の日から申出受付日の前

振替制度における「個別株主通知」の実務

(図表3) 個別株主通知明細のサンプル

個別株主通知明細		個別株主通知日 平成24年 9月18日	
株式会社 御中		三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
受付番号 ...(16桁)...	株主番号 99999999	株主等照会コード ...(21桁)...	外国人区分 外国人保有制限銘柄に係る外国人でない
申出受付日 平成24年 9月11日	一部通知区分 加入者の保有する株式の全部が通知対象	個人・法人区分 法人	非居住区分 居住者
本人 123-4567	東京都 区	丁目	番号
川 男			
移動日	増減数量	残高数量	(内訳) 増減資等数量 効力発生日
24-2-11	0	1,000	
24-3-16	1,000	2,000	
24-4-3	- 1,000	1,000	
24-8-29	1,000	2,000	
24-9-10	0	2,000	以上

- ※ 個別株主通知明細は、機構から株主名簿管理人宛てにファイル伝送で送信された個別株主通知を、発行会社への連携用に株主名簿管理人が加工して作成したものである（様式等は株主名簿管理人により異なる）。
- ※ 受付番号欄に印字される16桁のうち下14桁が受付番号である。
- ※ 申出受付日の前日から起算して6か月と28日前の日から申出受付日の前日までの履歴が表示される。

日（休業日を含む）までのすべての日（暦日）である（業務処理要領（三・四版）二一〇・一一三、二一一〇・二二一、二一一〇・二二七）。対象日は、株主が行使しようとする少数株主権等が、六か月間の継続保有を要件とするものである場合に、その要件の充足を確認できるように配慮されたものであるが、六か月に二八日分を加算することとしているのは、複数の者が共同で少数株主権等を行使しようとするときに、これらの複数の者が同日にそれぞれの直近上位機関に個別株主通知の申出の取次ぎを請求したとしても、当該直近上位機関が直接口座管理機関であるか、間接口座管理機関であるかにより、発行会社に対する通知日にズレが生ずる（一方で、株主による権利行使期間は、発行会社に対する通知日から起算される）ことをふまえ、共同行使に必要な

継続保有要件の確認が可能となるよう配慮したものである。⁽¹³⁾

四 少数株主権等の行使と発行会社の実務対応

(1) 個別株主通知の到達

個別株主通知は株主名簿管理人経由で発行会社に通知される。少数株主権等が行使される前に個別株主通知が到達することから、発行会社にとって、個別株主通知は少数株主権等の行使がなされる予兆と捉えることができる。少数株主権等のうち、どの権利が行使されるかはこの段階では明らかではないが、保有株式数や保有期間、個別株主通知が到達した時期（株主提案権の行使であれば議決権基準日前後に到達することが多い）、当該株主とのこれまでの接触状況等から、おおよその見当をつけることもできない。⁽¹⁴⁾

なお、株主名簿の名義書換は、総株主通知の場合にのみ行われ、個別株主通知の場合には行われない。名義書換を行うためには、取得者の氏名等を株主名簿に記録するとともに、譲渡人の氏名等を抹消する必要があるが、振替株式には株券番号のような番号が付与されないため、個別株主通知がされた株主が株主名簿に記載されていない新たな株主であったとしても、当該株主が株主名簿上のどの株主からどの株式を取得したかを特定することはできない⁽¹⁴⁾ためである。

(2) 株主による少数株主権等の行使

株主は、個別株主通知がされた後、政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、少数株主権等を行使用することができない（振替法一五四条二項）。この政令で定める期間は四週間とされている（振替法施行令四〇条）。⁽¹⁵⁾

(図表4) 全株懇の株式取扱規程モデル(抄)

<p>第3章 株主確認</p> <p>(株主確認)</p> <p>第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。</p> <p>3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。</p> <p>4 代理人についても第1項および第2項を準用する。</p> <p>第4章 株主権行使の手続き</p> <p>(少数株主権等)</p> <p>第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。</p> <p>(单元未満株式の買取請求の方法)</p> <p>第12条 单元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。</p>
--

発行会社は、定款の授權に基づいて株主権の行使の手續を含めた株式に関する取扱いを定める株式取扱規程(「株式取扱規則」の名称を用いることも多い)に、少数株主権等の行使の手續を定めるのが一般的であり、以下では、全国株懇連合会(以下、「全株懇」という)の株式取扱規程モデルに沿って、少数株主権等の行使の手續について説明する。

少数株主権等の行使は、個別株主通知の申出を済ませた後、署名または記名押印した書面により行う(株式取扱規程モデル一条)。会社法および振替法には少数株主権等の行使方法が規定されていないため、書面により行使すべき旨を明確化したものである。

権利行使に際しては、株主本人による行使であることを証する証明資料等の添付を

要する（株式取扱規程モデル第一〇条第一項）。株券電子化前は、あらかじめ発行会社に届け出られている印鑑を行使書面に押印してもらい、当該印影と届出印の印影が合致していることを確認する方法が一般に採用されていたが、株券電子化後は、この届出印制度は廃止されてしまったため、証明資料等の添付により確認することとしている。

なお、あらかじめ株主と面識がある場合など、証明資料等の添付がなくても、発行会社が本人からの請求等であることを確認できる場合は、証明資料等の添付なしに権利行使を受付けて差し支えない（株式取扱規程モデル第一〇条第一項ただし書き）。

また、代理人を通じて権利行使するときは、株主が署名または記名押印した委任状の添付も必要となる（株式取扱規程モデル第一〇条第三項）。その場合、委任状により代理権が授与された代理人本人が権利行使の手続を行っていることを確認するため、代理人についても証明資料等の添付を要することとなる（株式取扱規程モデル第一〇条第四項）。

実際の少数株主権等の行使の場面でも、株主提案権の行使に際してよく見られるように、多数の株主が共同して権利を行使する場合がある。この場合には、個々の株主がそれぞれの口座管理機関に対し個別株主通知の申出を行ったうえで、個々の株主が代表者である株主に対して委任状（具体的には「株主提案権行使合意書」などの名称であることも多い）を提出し、代表者である株主が権利行使書面と本人分の証明資料等、委任者である他の株主の委任状と証明資料等を取りまとめて発行会社に提出して少数株主権等を行使する。

(3) 発行会社による権利行使対応

少数株主権等の行使があった場合、発行会社は、「署名または記名押印した書面」による行使であることのほか、①個別株主通知後四週間以内の行使であること、②法定要件を満たしていること、③株主本人による行使であること、を確認のうえ権利行使に応じることとなる。全株懇でも、少数株主権等の行使に係る対応指針として「少数株主権等行使対応指針」、届出印に代わる株主本人確認方法に係る事務指針として「株主本人確認指針」をそれぞれ制定し、会員の参考に供している。

① 個別株主通知後四週間以内の行使であること

少数株主権等を行使した株主について、個別株主通知が発行会社（株主名簿管理人）に到達していることを確認し、さらに個別株主通知後四週間以内に行使がなされていることを確認する。

個別株主通知が発行会社に到達していない場合は、原則として、権利行使を拒絶する。ただし、個別株主通知の法的性質は、少数株主権等の行使の際に自己が株主であることを発行会社に対抗するための対抗要件であると解すべきであり、有効な個別株主通知を欠く場合であっても、発行会社は、その責任と判断により、任意に少数株主権等の行使を認めることができる¹⁶⁾。しかしながら、どのような事情がある場合に個別株主通知なしに少数株主権等の行使を認めるのか、判断に迷うことが考えられるし、これを広く認めると個別株主通知の制度趣旨を没却することにもなりかねないため、個別株主通知なしに少数株主権等の行使を認めるかどうかは慎重に判断すべきであろう。

また、株主が直近上位機関に対して個別株主通知の申出の取次請求をし、個別株主通知が到達する前に、発行会社に対して少数株主権等を行使した場合には、株主の手元には直近上位機関から交付された受付票が存在する。数日後には個別株主通知が到達することになるので、株主が行使しようとする権利内容によっては、この空白期間を

架橋するため受付票の提供を受け、もって少数株主権等の行使を認めることが考えられる。もつとも、口座管理機関は、個別株主通知対象銘柄の残高がない場合であっても、個別株主通知の申出の取次請求を受付けることから、個別株主通知が発行会社に到達してその内容を確認してみたところ、残高がゼロという可能性がある（このような個別株主通知は「ゼロ通知」と呼ばれることがある）。したがって、受付票の提供のみで少数株主権等の行使を認めるのは限られた場合（既に開示されている書類の閲覧請求など）になるものと思われる。原則的な取扱いとしては、いったん行使書面等を預かったうえで保留扱いとし、実際に個別株主通知がなされた時をもって権利行使があったものと取扱うことが考えられる。

次に、個別株主通知が発行会社（株主名簿管理人）に到達した後四週間経過後に、少数株主権等が行使された場合、当該個別株主通知は発行会社に対する対抗要件を満たさないので、原則として、権利行使を拒絶することになる。ただし、この場合も、個別株主通知がなされていない場合と同様に、発行会社の責任と判断により、任意に少数株主権等の行使を認めることは可能である。

② 法定要件を満たしていること

少数株主権等の行使に係る保有株式数要件や継続保有要件の充足状況は、個別株主通知の内容を見れば確認できる。ただし、個別株主通知は申出受付日の前日までの株式保有状況を通知するものであり、厳密には、個別株主通知の到達後四週間以内の権利行使時点でも要件を満たしているかどうか定かではない。そこで、発行会社は、以下の情報提供請求を行い、請求株主が権利行使時点でも法定要件を満たしているかどうかを確認することが考えられる。

振替口座の加入者または正当な理由を有する利害関係者は直近上位機関に対して振替口座簿の記録に係る情報の

提供を求めることができる（振替法二七七条）。「株主が株主権の行使要件を充足しているかどうか確認するために必要があるとき」は正当な理由があると認められ、⁽¹⁷⁾発行会社は情報提供請求を行うことができる。情報提供請求は、直近上位機関が判明していれば、当該直近上位機関に対して直接請求することが可能であるが、発行会社は通常は直近上位機関が分からないので、機構が発行会社と口座管理機関を仲立ちするかたちで、発行会社の情報提供請求を直近上位機関に取り次ぐこととしている。⁽¹⁸⁾情報提供請求には、加入者の開設するすべての振替口座を対象とする全部情報の請求と、直接口座管理機関に開設する振替口座を対象とする部分情報の請求が用意されている。対象範囲が広くなる分、時間を要することにはなるが、法定要件の充足を確実に確認するためには、前者の全部情報の請求を行うことになると思われる。

なお、個別株主通知の日から四週間は、法令により個別株主通知に対抗力が認められる期間であることから、この期間中においては、発行会社から請求株主について情報提供請求によって株主であるか否かを当然に確認する必要があるということにはならない。もともと、たとえば、発行会社において、少数株主権等の行使をしようとする者が当該少数株主権等の行使時においては保有要件等を充足していないことを知っていたにもかかわらず、個別株主通知がされていることのみをもって、少数株主権等の行使を認めたような場合には、取締役の善管注意義務違反が問題とされ得る。⁽¹⁹⁾

③ 株主本人による行使であること

株券電子化後は届出印制度が廃止されたことから、従前のように請求書等に押印された印鑑と届出印とを照合して株主の本人確認を行うことはできなくなった。この点について、全株懇は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に準じて本人確認を行うことを検討したが、犯罪収益移転防止法と同

レベルの厳密な本人確認を要するものとする、円滑な株主権行使の妨げになる場合もあるため、犯罪収益移転防止法の規定に合理的な修正を加えたかたちでの標準的な株主本人確認の実務指針である「株主本人確認指針」を制定した。

株主本人確認指針では、株主本人確認資料として犯罪収益移転防止法に定める資料（たとえば、行使書面に押印した印鑑に係る印鑑証明書、運転免許証、各種健康手帳など）を例示列挙し、対面による権利行使等の場合は原本の提示を受ける方法、非対面の場合（郵送による受付）には写しの添付で構わないこととしている。

また、株主本人確認指針では、個別株主通知の申出の取次請求に際して交付される受付票を本人確認資料とすることも認めている。この受付票をめぐっては、全株懇が株券電子化対応のために平成二〇年八月二二日付で改正した株式取扱規程モデルにおいて、少数株主権等の行使に際して受付票の添付を要求していたことから、今でも上場会社各社の株式取扱規程に同様の規定を置いている場合がある。その後全株懇の株式取扱規程モデルは、少数株主権等の行使を一層確実なものとする観点からの関係者の要請を受けて、株券電子化直後の平成二二年四月一日付で一部改正し、少数株主権等の行使に際しては受付票の添付を求めないよう修正している。各社の株式取扱規程に当該規定が残っている場合であっても、実務の運用としては、受付票の添付がなければ少数株主権等の行使を受けけないという硬直的な取扱いは避けるべきであろう。

五 少数株主権等の多様性と個別株主通知の要否等の諸問題

(1) 単元未満株式の買取請求権

振替株式に係る単元未満株式の買取請求は、請求株主が、単元未満株式がある振替口座を開設している口座管理

機関に対して、買取請求の取次請求を行う。この際には、買取請求に係る単元未滿株式を買取代金の支払日に発行会社の振替口座に振り替えることを内容とする振替申請を同時に行う。口座管理機関は、買取請求に係る単元未滿株式が振替口座にあることを確認して、請求を受け付ける。買取請求の取次請求を受け付けた口座管理機関は、機構に対して当該買取請求の取次を委託、機構が当該買取請求を発行会社（株主名簿管理人）に取り次ぐ。

ところで、単元未滿株式の買取請求権は、基準日を定めて与えられる権利ではないことから、少数株主権等に分類される。そうすると、単元未滿株式の買取請求を行おうとする株主は、上記の買取請求の手續に先立って、個別株主通知の申出の取次請求をも行うべきこととなる。仮にそのような取扱いとすれば、株主の手續が煩瑣になることはもちろん、個別株主通知に要する日数分、買取請求の発行会社への到達が遅延し、買取価格（買取請求が発行会社に到達した日の市場の終値）や買取代金の支払日にも影響が生じることになりかねない。そもそも単元未滿株式の買取請求に関して、発行会社が個別株主通知で確認すべき内容は、請求株主が買取請求しようとする単元未滿株式を有しているかどうかであって、この点は、口座管理機関が買取請求の取次請求を受け付けるに際しても確認するはずである。したがって、単元未滿株式の買取請求については、個別株主通知なしで受け付けることとし、全株懇の株式取扱規程モデル第一条は、「少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ」で行う旨を定め、第二二条は、「単元未滿株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする」と定め、単元未滿株式の買取請求に個別株主通知が不要なことを明確にしている。上記のとおり、個別株主通知の法的性質は発行会社に対する對抗要件であるので、発行会社の判断で個別株主通知なしに単元未滿株式の買取請求を受け付けて差し支えない。機構や口座管理機関の関与のもとで単元未滿株式の買取請求がなされるのであるから、個別株主通知なしに受け付ける前提で手續が整備されてい

ると考えることもできる。

以上の点は、発行会社が定款で定めることにより单元未満株主に与えられる单元未満株式の買増請求権についても同様である（全株懇の株式取扱規程モデル第一六条参照）。

（2） 訴訟手続との関係と個別株主通知の時期

少数株主権等には、発行会社に対して行使するもののほか、裁判所に対する訴えの提起や仮処分、非訟事件の申立てを要するものがある。こうした少数株主権等についても、振替法の規定を条文通りに解釈すれば、裁判所に対する訴えの提起等に先立って個別株主通知を要することになる。

① 裁判所に対する権利行使

全部取得条項付種類株式の全部取得に関連して会社法一七二条一項に基づく価格決定申立てをした事案において、平成二二年一二月七日最高裁決定は、「価格決定申立権が社債等振替法一五四条一項、一四七条四項所定の「少数株主権等」に該当することは明らか」で、「振替株式についての会社法一七二条一項に基づく価格の決定の申立てを受けた会社が、裁判所における株式価格決定申立て事件の審理において、申立人が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要するものと解するのが相当である」とした。²¹⁾

本決定の原審などでは、⑦ 価格決定の申立てに先立って個別株主通知が必要とするもの、⑧ 価格決定の申立て期間内に個別株主通知を行う必要があるとするもの、⑨ 価格決定申立事件の審理終結までに個別株主通知を行う必要があるとするもの、⑩ 価格決定申立権は少数株主権等に該当しないので個別株主通知は不要であるとするもの、に判断が分かれていたところ、本決定は⑨の立場を採ることを明らかにしたものである。

また、法務省担当官の解説⁽²²⁾でも「個別株主通知は、少数株主権等の行使の際に自己が株主であることを発行会社に対して對抗するための對抗要件にすぎず、訴訟要件ではない。そのため、有効な個別株主通知を欠く状態で訴え等が提起された場合であつても、当該訴え等が直ちに不適法とされるものではないことは当然である。また、当該訴え等の手続において、発行会社が当該少数株主権等を行使しようとする者の對抗要件の欠缺を争わなければ、對抗要件具備の有無は審理の対象とはならないのであつて、発行会社から對抗要件の欠缺が争われたときに、当該少数株主権等を行使しようとする者が個別株主通知をして對抗要件を具備したことを主張、立証すれば足りる」とされてきたところである。

以上を整理すると、裁判所に対して行使する少数株主権等については、発行会社が對抗要件の欠缺を争わなければ個別株主通知なしに行使が認められ（発行会社が任意に少数株主権等の行使を認めたのと同じ結果と考えられる）、発行会社が對抗要件の欠缺を争つた場合には、発行会社に対する對抗要件を備えるために個別株主通知が必要になるものと考えられる⁽²³⁾。発行会社としては、裁判所に対する手続に際して申立人等が株主であることを疎明しているとしても、少数株主権等の行使である以上は個別株主通知を求めるのが自然であり、審理等において對抗要件の欠缺を争う結果、審理等の終結までの間に個別株主通知がなされるものと思われる。なお、全株懇の株式取扱規程モデル第一一条は、「少数株主権等を当会社に対して直接行使するとき」は、個別株主通知の申出を要する旨を定めている。これは、上記のとおり、単元未満株式の買取請求権等、請求を取次ぐ口座管理機関が必要な確認を行っている場合を想定したものであるが、裁判所に対して行使する少数株主権等について個別株主通知の申出を不要とすることを意図したものでないとは言うまでもない。

② 発行会社に対する権利行使と裁判所に対する手続の双方が必要となるもの

少数株主権等には、発行会社に対する権利行使と裁判所に対する手続の双方が必要となるものがある。先後関係を分けて、まず、発行会社に対する権利行使が先になるものとして、反対株主の株式買取請求権や株主代表訴訟提起権、株主総会招集請求権などがある。これらの権利については、発行会社に対する適法な権利行使を前提に裁判所に対する手続が行われるものと考えられるため、少なくとも会社に対する権利行使に際して個別株主通知が必要で、その後の裁判所における手続に際しては、個別株主通知を必要と解するもの、不要と解するものなど見解が分かれている。⁽²⁴⁾

ところが、最近の判例で、発行会社に対する権利行使に際して必ずしも個別株主通知をなす必要はないと解するものが現れた。すなわち、平成二四年三月二八日最高裁決定は、普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款變更に際して反対株主が株式買取請求権を行使し、当該株主が会社法一一七条二項に基づき買取価格決定申立てをした事案において、上記の平成二二年一月七日最高裁決定を参照し、「振替株式について株式買取請求を受けた株式会社は、買取価格の決定の申立てに係る事件の審理において、同請求をした者が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要するものと解される。上記の理は、振替株式については株式買取請求を受けた株式会社と同請求をした者が株主であることを争った時点で既に当該株式について振替機関の取扱いが廃止されていた場合であっても、異ならない」としている。

結局、本案では、買取価格決定申立ての前に買取請求の対象株式は上場廃止となり、振替機関による取扱いも廃止され、個別株主通知を行うことはできないから、申立ては却下されている。結論においては、発行会社に対する反対株主の買取請求が不適法であったことになり、発行会社に対する権利行使時に個別株主通知を要する考え方と相違はない。しかし、発行会社に対する対抗要件を欠いた不適法な少数株主権等の行使が、たまたま発行会社に

対する手続の後に裁判所での手続が利用できる権利であったために、当該裁判所での手続中で発行会社に対する対抗要件を備えれば、当初の少数株主権等の行使にさかのぼって適法と認められる所論には疑問を感じざるを得ない。本最高裁決定の射程は定かではないが、たとえば株主総会招集請求権について、株主総会招集許可申立ての審理最終までに個別株主通知が行われたとしても、個別株主通知では申出受付日前日までの六か月と二八日分の株式保有状況しか確認できないため、発行会社に対する権利行使時点で六か月の継続保有要件を満たしていたかどうかは明らかでない。結果的に、発行会社に対する権利行使時点で継続保有要件を満たしていないにもかかわらず、そのような権利行使が適法と取り扱われる危険があるように思われる。⁽²⁶⁾

発行会社としては、原則通り、少数株主権等の行使に際して個別株主通知がなければ不適法な権利行使と取扱わざるを得ず、入口で権利行使を拒絶する以上その後の買取価格の協議なども行われないこととなる。

次に、裁判所に対する手続が先になるものとして、取締役会議事録閲覧謄写請求権などがある。この場合、裁判所に対する手続に際して、個別株主通知が行われず、かつ、発行会社に申立人が株主であることを疑うべき事情があれば、発行会社は対抗要件の欠缺を争うことで、その審理最終までの間に個別株主通知がなされる。さらに、裁判所の許可決定を得て、発行会社に対して具体的な権利行使を行う際も、発行会社は、原則として、個別株主通知を求めるものと思われる。この場合も、全株懇の株式取扱規程モデル第一条の適用があると考えられるからである。ただし、裁判所での手続で個別株主通知が行われ、その到達日から四週間以内に発行会社に対する権利行使がなされているときは、有効な個別株主通知があることから、あらためて個別株主通知を求めることはできないと考えられる。また、株主があらためて個別株主通知を行うことを拒絶する場合には、発行会社が情報提供請求権を行使して、会社に対する権利行使時点でも株主であることを確認することが考えられる。

(3) 親会社株主の権利等

子会社の株主名簿の閲覧請求（会社法一二五条四項）や子会社の取締役会議事録の閲覧請求（会社法三七一条五項）など、親会社株主が親会社社員として与えられている子会社に対する一定の権利は、少数株主権等には当たらない。この点は、振替法一四七条四項や一五四条の規定ぶりからも明らかである。したがって、親会社株主が子会社に対して権利行使する場合は、個別株主通知を要しない。

もっとも、子会社において、適宜の方法により、「親会社社員」としての地位に基づく権利の行使を求める者が親会社の社員であることの確認をしなければならないことは当然である。²⁷⁾

では、子会社はどのような方法で権利行使者が親会社の社員であることを確認することができるであろうか。

一つの方法としては、子会社から親会社に依頼し、親会社が情報提供請求を行って権利行使者が親会社の株主であることを確認する方法がある。その他には、権利行使者自身が直近上位機関に対して情報提供請求を行い、振替口座簿の記録事項証明書の交付を受けるなどして、子会社に提示することも考えられる。子会社自身が正当な理由がある利害関係者として情報提供請求を行ってもよさそうであるが、「利害関係者」（振替法二七七条、社債、株式等の振替に関する法律施行令八四条、社債、株式等の振替に関する命令六一一条）には子会社は該当しないようである。

六 おわりに

本年九月七日に、法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」をとりまとめており、その内容には、少数株主権等の行使手続に影響を及ぼし得るものも含まれている。たとえば、組織再編における株式買取請求等について、

振替株式の株主が株式買取請求をしようとする場合には、買取請求対象株式を、あらかじめ発行会社が開設する買取口座への振替申請をしなければならなくなる(第2部第3、1②)。これを前提とすると、発行会社は買取口座に買取請求対象株式が振り替えられていることを確認できれば、別途、個別株主通知を求めるまでもないようにも思われる。今後の実務対応は、振替機関、口座管理機関、発行会社、株主名簿管理人など関係者が協議のうえ構築することになると思われるが、単元未満株式の買取請求と同様のスキームが検討されることになるかもしれない。

- (1) 神田秀樹監修・著「株券電子化 その実務と移行のすべて」(金融財政事情研究会 九頁)。
- (2) 以下、主に法制度の説明部分では、「保管振替制度」については「保管振替機関」、「振替制度」については「振替機関」の用語を用い、具体的な手続等の説明部分では「機構」の用語を用いることとする。
- (3) 新株発行の場合は、総株主通知によらずに株主名簿に登録される(会社法一三二条一項一号、振替法一六一条一項)。
- (4) 臨時基準日を設定する等の事情が生じない限り、通常、発行会社は事業年度末(期末配当基準日かつ議決権基準日)と中間期末(中間配当基準日。中間配当制度を採用していない場合も同様(振替法一五一条一項四号))の年二回、総株主通知を受領し、株主名簿を更新することになる。また、四半期配当を実施する発行会社では、各四半期末(四半期配当基準日)の年四回、総株主通知を受領し、株主名簿を更新することになる。
- (5) 発行会社は、正当な理由がある場合、基準日等の株主確定日以外の日の総株主通知を請求することができる(振替法一五一条八項)。「正当な理由」については、証券受渡・決済制度改革懇談会により「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」が示されている(http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/kessai_kon/files/20100701.pdf)。
- (6) 始関正光「平成一六年改正会社法の解説 電子公告制度・株券等不発行制度の導入」[Ⅸ]「旬刊商事法務一七二六号二九頁(注一)」。
- (7) 「二部通知」の申出の場合は、加入者が開設している申出受付機関以外の口座管理機関の口座において所有する対象銘柄を含めて通知の対象とする個別株主通知(以下「全部通知」という)の通知日と比較した場合、標準日程で一―三管

業日早く通知される（業務処理要領（三・四版）二一〇一）。

(8) 機構は、口座管理機関から通知される加入者情報を名寄せして作成している加入者情報登録簿に基づいて、報告依頼先機関を特定する。

(9) 報告依頼先機関が存在しない場合（一部通知の申出が行われた場合を含む）には、「個別株主報告依頼データ」の通知を行わない（業務処理要領（三・四版）二一〇一）。

(10) 「記録先加入者口座コード」には、申出株主の有する個別株主通知対象銘柄である振替株式が、質権または譲渡担保等の目的として他の加入者の口座に記載または記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する（業務処理要領（三・四版）二一〇一）。

(11) 「報告期限日」には、報告依頼先機関が直接口座管理機関であるときは、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構が受領した日の翌営業日から起算して三営業日目の日、報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関（機構を除く）の数に応じて、二営業日を加算した日を設定する（業務処理要領（三・四版）二一〇一）。

(12) 発行会社が株主名簿管理人を選定しているときは、機構と発行会社との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。

(13) 前掲注(1)、一五四頁。

(14) 前掲注(6)、二五頁。

(15) この政令で定める期間は、株券電子化制度の施行時点においては「二週間」とされていたが、少数株主権等の行使を一層確実なものとする観点から、平成二十二年三月三日に振替法施行令が改正され、「四週間」に延長されている（大野晃弘・小松岳志「社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令の解説」旬刊商事法務一八六一号一四頁）。

(16) 大野晃弘・小松岳志・黒田裕・米山朋宏「株券電子化開始後の解釈上の諸問題」旬刊商事法務一八七三号五一頁、五八頁。

(17) 前掲注(5)「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」第一、二1(3)

(18) 発行会社による情報提供請求は株主名簿管理人を経由して行う。

- (19) 前掲注(16)、五八頁。
- (20) たとえば、犯罪収益移転防止法では、顧客等から運転免許証等の写しの送付を受けた場合には、別途取引関係書類を転送不要の書留で送付し、当該書類の返送がないことをもって本人確認をすることとされている(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則三条一項一号八)。
- (21) 金融・商事判例一三六〇号一八頁。
- (22) 前掲注(16)、五三頁。
- (23) 東京地方裁判所商事研究会「類型別会社訴訟Ⅱ(第三版)」(判例タイムズ社)九五七頁は、株主総会決議取消しの訴えについて、口頭弁論終結時までに個別株主通知がされたならば、原告適格を有するものと解されるとしている。
- (24) 葉玉匡美・仁科秀隆「株券電子化ガイドブック」(商事法務)三一頁、三三三頁、三三八頁は、株主代表訴訟提起権は訴えの提起に際しても個別株主通知が必要であり、反対株主の株式買取請求権は買取価格決定申立てに際しても個別株主通知を要するとしているが、現実的な実務対応という観点からは、葉玉匡美「個別株主通知に関する実務対応——平成二二年一月七日最高裁決定と立法過程」月刊資本市場三一〇号九頁は、実務上、株主代表訴訟提起権は、提訴請求時に個別株主通知がなされていれば、訴えの提起については個別株主通知は不要と解され、反対株主の株式買取請求権に係る価格決定の申立てでは、株式買取請求権の行使時に個別株主通知があれば、権利行使は適法となり、株式の価格を決定せざるをえない以上、価格決定の申立権を、株主としての権利ではなく、株式買取請求権行使者の権利と捉えて、個別株主通知を要しないと解することも可能であろうとしている。また、仁科秀隆「メディアエクステンジ株式価格決定申立事件最高裁決定の検討」旬刊商事法務一九二九号一三頁は、反対株主の株式買取請求権は、権利行使を受けて株式の価格についての協議等の検討をしなければならない以上、会社法所定の権利行使期間中に個別株主通知が必要と解すべきであるが、裁判所に対して価格決定の申立をする際に個別株主通知が必要と解するかどうかについては、株式買取請求権を基礎づける行為の内容や行使の態様によっても異なり得るから、画一的な基準を設けるのが難しいとし、ただ、一定の事案では、裁判所への申立よりも前に買取請求権に係る振替株式の記録がなくなり、株主の側で個別株主通知を行う余地がない状態に陥る以上、少なくともそのような事案についてまで個別株主通知を要求するのは合理的でないとする。さらに、株主総会招集請求権や株主代表訴訟提起権についても、当初の会社側に対する権利行使時に個別株主通知を要すると解するのは

当然として、その後の裁判所への権利行使時には、株主の側で個別株主通知を行う物理的・時間的余裕等を踏まえて判断することになろうとしている。一方、東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟」(判例タイムズ社) 一一〇頁は、発行会社に対する反対株主の株式買取請求権の行使に際して個別株主通知がなされていることを前提に、価格決定申立てに際しては個別株主通知を一律不要と解しているようである。

(25) <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120402164958.pdf>

判例評釈として、鳥山恭一「株式買取請求と個別株主通知および会社による株式取得・ACデコール事件」(最新判例演習室／商法) 法学セミナー六八九号二二七頁。

(26) 同様の問題点を指摘するものとして、前掲注(24)仁科一二頁参照。

(27) 前掲注(16)、五九頁(注七)。

〈追記〉脱稿後、仁科秀隆「株式の価格決定と個別株主通知」旬刊商事法務一九七六号二七頁に接した。